改正の主な目的

1 無線局免許申請等に係る電子申請の普及・促進

無線局免許申請等の電子申請における入力様式と書面申請の様式の相違から申請項目の配置が異なっていること等を改善し、電子申請普及・促進に資するための制度整備を行う。

2 規制緩和を図り利便性の向上等の促進

総合無線局監理システムにおける無線局データベースの充実や免許人による無線局の管理態勢の向上等を踏まえ、規制の簡素合理化を図り、無線局に係る各種申請や運用について利便性の向上等を促進するための制度整備を行う。

改正の概要

制度整備の主な内容は以下のとおり。(詳細は3ページ以降参照)

1 電子申請の普及・促進を図るための改正

- ① 電子申請と書面申請の親和性を高めるとともに、様式が定まっていない申請書等の様式化と併せ、申請書等の 統合化を図る。
- ② 電子申請時における再免許申請期間の延長(一部の局種について3か月前までの期間を1か月前まで延長)

2 規制緩和を図るための改正

- ① 再免許申請時に省略できる添付書類の拡大(事項書、工事設計書の省略:基幹放送局等一部の局種を除く)
- ② 免許証票の廃止
- ③ 免許状の掲示義務の廃止(船舶局等を除く)
- ④ 業務日誌の電子化(交信内容等の電磁的記録を可能とする)

3 その他

- ① パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う措置
- ② 電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止(FDによる申請の廃止) 等

電波監理審議会への諮問事項の概要

①様式が定まっていない申請書等の様式化等

(無線局免許手続規則第16条、第24条の2、第24条の4、第25条の23、別表の5様式注)

⇒様式が定まっていない手続の様式化、類似の様式の統合化を行うことにより、免許人の利便性の向上を図り、電子申請の促進に資するもの。

注

免許·再免許申請書(別表第一号)←第16条に係る様式 包括免許開設·変更届(別表第三号の五、六)←第24条の2に係る様式 特定無線局廃止届(別表第七号の二)←第24条の4に係る様式 包括登録開設届(別表第三号の七)←第25条の23に係る様式

- ②再免許申請時に省略できる添付書類を拡大(無線局事項書、工事設計書の省略)(無線局免許手続規則第16条の3)
 - ⇒申請者の負担軽減として、現に免許を受けている無線局事項書、工事設計書に記載されている内容と同一の内容で申請する場合は、無線局事項書、工事設計書の添付を省略し、再免許申請書のみで申請することができるようにするもの。簡易無線局、構内無線局、基地局、携帯基地局、陸上移動局、携帯局、アマチュア局等が対象。
- ③電子申請時における再免許申請期間の延長(一部の局種について3か月前までの期間を1か月前までとする) (無線局免許手続規則第18条第2項)
 - ⇒電子申請の促進及び規制緩和として、電子申請時における再免許申請期間を延長するもの。船舶局、遭難自動通報 局、航空機局、構内無線局、気象援助局等が対象。
- ④パーソナル無線の免許及び再免許の終了に伴う規定の整理

(電波法施行規則第33条、無線局免許手続規則第15条、無線設備規則第14条、第54条、特定無線設備の技術基準適合証 明等に関する規則第2条)

⇒パーソナル無線の周波数の割当期限が平成27年11月30日であり、新たな免許及び再免許が終了したことに伴い、 パーソナル無線に係る規定を削除するもの。

諮問事項以外の概要①

- ◇書面申請の様式見直し、様式が定まっていない申請書等の様式化等(諮問事項以外)
 - (電波法施行規則第43条の2、第43条の3、無線局免許手続規則第11条、第12条 他)
 - ⇒電子申請との親和性を高め書面申請の様式を見直すとともに、様式が定まっていない手続の様式化、類似の様式 の統合化を行うことにより、免許人の利便性の向上を図り、電子申請の促進に資するもの。
- ◇パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理

(電波法施行規則第9条の3 他、無線局免許手続規則第2条の2 他)

- ⇒パーソナル無線の周波数の割当期限が平成27年11月30日であり、新たな免許及び再免許が終了したことに伴い、 パーソナル無線に係る規定を削除するもの。
- ◇免許状掲示義務の一部廃止(電波法施行規則第38条第2項)
 - ⇒免許状については、無線局に備え付けておくことで無線局監理上支障ないと判断されることから、免許状の掲示 義務を廃止するもの。ただし、国際条約等の関係から、船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局については、引 き続き、掲示義務を課すこととしている。
- ◇免許証票の廃止(電波法施行規則第38条第3項)
 - ⇒免許証票については、無線局の免許状を備え付けることが難しい陸上移動局等が、「免許を有していること」を明らかにするため、免許状の代わりに備え付けることを求めてきた経緯があるが、総合無線局監理システムにおける無線局データベースの充実を踏まえ、免許状や事項書等の備え付け書類による無線局管理でも支障がないと判断したことから、今回、廃止するもの。
- ◇業務日誌の電子化(交信内容の音声による電磁的記録を可能とする)(電波法施行規則第43条の6)
 - ⇒無線業務日誌の記録が義務化されている船舶局、海岸局、航空局、航空機局及び固定局の交信内容等について、 音声による記録(録音)を可とするもの。

諮問事項以外の概要②

- ◇高周波利用設備の規定の整理(無線局免許手続規則第26条、第27条、第28条 他)
 - ⇒無線局の手続の改正に伴い、規定ぶりを整理するもの。
- ◇電磁的方法により記録することができる提出書類等(FD申請)の廃止 (電波法施行規則第52条の2、無線局免許手続規則第32条、無線従事者規則第97条、登録検査等事業者等規則第 24条、電波の利用状況の調査等に関する省令第9条)
 - ⇒フロッピーディスク(FD)自体の生産終了等の現状を踏まえ、FD申請を廃止するもの。
- ◇工事設計書の通過帯域幅の記載方法の緩和 (無線局免許手続規則別表第二号)
 - ⇒受信機における通過帯域幅の規定点を明確化するもの。
- ◇その他規定の整理(電波法施行規則第51条の10の5、登録検査等事業者等規則第22条 他)

平成30年3月1日施行を予定している改正省令の主な内容

1 電波法施行規則

- ① 免許状掲示義務の一部廃止(第38条第2項)
- ② 免許証票の廃止(第38条第3項)
- ③ 業務日誌の電子化(交信内容の音声による電磁的記録を可能とする) (第43条の6)
- ④ 電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止(第52条の2)

2 無線局免許手続規則

電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止等(第32条他)

3 無線従事者規則

電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止等(第97条他)

4 登録検査等事業者等規則

- ① 電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止(第24条)
- ② 免許状掲示義務の一部廃止に伴う規定の整理(別表第五号、別表第七号、別表第八号)

5 電波の利用状況の調査等に関する省令

電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止(第9条)

平成31年1月1日施行を予定している改正省令の主な内容

1 電波法施行規則

- ① パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理(第9条の3、第33条)
- ② 様式が定まっていない手続の様式を定める等(第43条、第43条の2、第43条の3他)

2 無線局免許手続規則

- ① 電子申請と書面申請の親和性を高めるための様式や様式が定まっていない手続の様式を定める (無線局免許手続規則第16条、第24条の2、第24条の4、第25条の23、別表第一号、第三号の 五、第三号の六、第七号の二、第三号の七、第11条、第12条 別表三号 他)
- ② 再免許申請時に省略できる添付書類の拡大(第16条の3)
- ③ 電子申請時における再免許申請期間の緩和(第18条第2項)
- ④ パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理等(第15条、第54条他)
- 3 無線設備規則

パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理(第14条、第54条)

4 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

パーソナル無線の新免許及び再免許の終了に伴う規定の整理(第2条、別表第一号他)

5 登録検査等事業者等規則

用語の整理(第22条、別表八号)

注:赤字が電波監理審議会への諮問事項

様式見直しの概要①

電子申請と書面申請との親和性を高め、電子申請の推進を図るため様式を次のとおり整備する。

「主な見直し区分」

- 1 書面申請の申請項目の配置を見直すため様式を変更する。
- 2 これまで様式が定まっていなかった申請や廃止届等の様式を定める。
- 3 類似の申請行為の様式はできるだけ統合化する。(例:免許申請書・3様式から1様式)
- 4 その他規定の整理(様式番号について、類似の申請行為毎に整理等)
- ◎今回の様式見直しにより、以下のとおり申請等の様式を整備する。

一号 免許、登録、再免許、再登録の申請の様式 七号

六号	免許状、登録状、	,免許状等再交付、免許状等訂正	十二号	承継関係無線局の運用特例届
----	----------	-----------------	-----	---------------

無線局免許手続規則(55様式(配置見直し16様式、新規16様式、統合化5様式、配置見直し・統合化2様式、新規・統合化1様式、その他整理15様式)

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
	《申請書関係:8様式》			《4様式》		
3	免許(PA·AT)	一号	免許・再免許様式を一本	免許・再免許	- 등	免則3条、第16条第2
3	免許(PA·AT除く)·再免許(AT等除 く)	一号の二] 1Ľ			項
3	再免許(AT等)	一号の二の二				
4	特定無線局の免許・再免許	一号の三		特定無線局の免許・再免許	一号の二	免則20条の5第2項、 20条の8第2項
3	登録	一号の四	個別登録で整理	登録•再登録	一号の三	免則25条の10第1項
3	再登録	一号の五				免則25条の14第2項
3	包括登録	一号の四	包括登録で整理	包括登録•包括再登録	一号の四	免則25条の17第1項
3	包括再登録	一号の五				免則25条の19第2項

様式見直しの概要②

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考	
	《事項書関係:6様式》			《5様式》			
1	基幹放送局	二号第1		基幹放送局	二号第1	免則4条、12条	
1	固定局等	二号第2		固定局等	二号第2	免則4条、12条	
1	船舶局等	二号第3		船舶局等	二号第3	免則4条、12条	
1	航空機局等	二号第4		航空機局等	二号第4	免則4条、12条	
1,3	衛星基幹放送局等	二号第5	2号第5、6を一本化	衛星基幹放送局等	二号第5	免則4条、12条	
1,3	人工衛星局等	二号第6					
	《設計書関係:8様式》			《8様式》			
1	基幹放送局	二号の二第1		基幹放送局	二号の二第1	免則4条、12条	
1	基地局等	二号の二第2		基地局等	二号の二第2	免則4条、12条	
1	固定局	二号の二第3		固定局	二号の二第3	免則4条、12条	
1	航空局等	二号の二第4		航空局等	二号の二第4	免則4条、12条	
1	地球局等	二号の二第5		地球局等	二号の二第5	免則4条、12条	
1	船舶局	二号の二第6		船舶局	二号の二第6	免則4条、12条	
1	航空機局	二号の二第7		航空機局	二号の二第7	免則4条、12条	
1	人工衛星局等	二号の二第8		人工衛星局等	二号の二第8	免則4条、12条	
	《事項書・設計書等:6様式》			《5様式》			
1,3	陸上移動局等	二号の三第1		陸上移動局等	二号の三第1	免則4条、12条	
1,3	PA	二号の三第2					
1	特定船舶局等	二号の三第3		特定船舶局等	二号の三第2	免則4条、12条	
1	AT	二号の三第4		AT	二号の三第3	免則4条、12条	
1	特定無線局	二号の四		特定無線局	二号の四	免則20条の6、20条の9、25条 の2	
1	登録局	二号の五		登録局	二号の五	免則25条の10第3項、25条の 17第3項	

様式見直しの概要③

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
	《その他:22様式》			《33様式》		
2			新たに様式を整備	工事落成期限延長申請書	三号	免則11条第2項
2			新たに様式を整備	変更申請書	四号	免則12条第2項、25条第1項
2			新たに様式を整備	工事落成・工事完了届	三号の二	免則13条第2項、25条第5項
2			新たに様式を整備	免許相続届	五号	免則20条の2第2項
3	免許承継申請書	三号	免許承継を一本化	免許承継申請書		免則20条の3第3項
3	免許承継申請書	四号				免則20条の3の2第3項
3	免許承継申請書	四号の二				免則20条の3の3第2項
4	免許状(基幹放送局)	五号		免許状(基幹放送局)	六号	免則21条第1項
3	免許状(基幹放送局、PA、 AT以外)	五号の二		免許状(基幹放送局、AT以外)	六号の二	免則21条第1項
3	免許状(PA)	五号の三				
4	免許状(AT)	五号の四		免許状(AT)	六号の三	免則21条第1項
4	免許状(包括)	五号の五		免許状(包括)	六号の四	免則21条の2
2			新たに様式を整備	免許状訂正申請書	六号の五	免則22条第2項
2			新たに様式を整備	免許状・登録状再交付	六号の六	免則23条第2項、25条の22 の2第2項
2			新たに様式を整備	特定無線局運用開始期限延長申 請書	三号の三	免則23条の2第2項
2			新たに様式を整備	運用開始届、休止届	三号の四	免則24条第3項
4	包括免許開設•変更届	五号の五の二		包括免許開設・変更届	三号の五	免則24条の2第2項
4	包括免許開設•変更届	五号の五の三		包括免許開設・変更届	三号の六	免則24条の2第2項
2			新たに様式を整備	廃止届	七号	免則24条の3第2項
2			新たに様式を整備	特定無線局廃止届	七号の二	免則24条の4第2項
2			新たに様式を整備	包括免許変更申請書	四号の二	免則25条の2第1項、25条の 2第2項

様式見直しの概要④

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
4	特定基地局開設計画認定申請	五号の六		特定基地局開設計画認 定申請	八号	免則25条の4第3項
4	特定基地局開設計画	五号の七		特定基地局開設計画	八号の二	免則25条の4第3項
2			新たに様式を整備	認定計画相続届出	五号の二	免則25条の8(準用20条の2)
3	認定計画承継申請	五号の八	認定計画承継を一本	認定計画承継申請		免則25条の8(準用20条の3)
3	認定計画承継申請	五号の九	. 化			免則25条の8(準用20条の3の2)
2			新たに様式を整備	登録局承継届出書	五号の三	免則25条の15第2項
4	登録状	五号の十		登録状	六号の七	免則25条の21第2項
2			新たに様式を整備	登録状訂正申請書	六号の八	免則25条の22第2項
4	包括登録開設届	五号の十 一		包括登録開設届	三号の七	免則25条の23第3項
2			新たに様式を整備	登録局廃止届出書	七号の三	免則25条の24第2項
2			新たに様式を整備	登録局変更登録申請書	四号の三	免則25条の25第3項
4	高周波許可申請	六号第1		高周波許可申請	九号	免則26条第2項
4	高周波許可申請添付書類	六号第2		高周波許可に係る添付 書類	九号の二	免則26条第2項、29条第1項
4	高周波許可申請添付書類	六号第3		高周波許可に係る添付 書類	九号の三	免則26条第2項、29条第1項
4	高周波許可状	七号		高周波許可状	十号	免則27条第1項
4	外国無線局運用許可申請	八号		外国無線局運用許可申 請	十一号	免則31条第4項
2			新たに様式を整備	外国無線局運用許可申 請書の添付書類の様式	十 - 등 の =	免則31条第4項
4	無線局の運用特例届	九号		無線局の運用特例届	十二号	免則第31条の3第3項、31条の4、3 1条の5

様式見直しの概要⑤

電波法施行規則 (新規4様式、その他整理1様式)

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
4	点検実施報告書	五号の三	注の修正	点検実施報告書	五号の三	
2			新たに様式を整備	記載事項変更届出書	五号の四	施則43条第5項
2			新たに様式を整備	基幹放送局事業計画変更届出書	五号の五	施則43条の2第3項
2			新たに様式を整備	基幹放送局事業収支結果報告書	五号の六	施則43条の2第3項
2			新設(新たに様式を整備)	非常局の機能試験免除申請書	五号の七	施則43条の3第1項

登録検査等事業者等規則 (その他整理1様式)

主な区分	現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
4	点検結果通知書	八号	注の修正等	点検結果通知書	八号	事業者規則第21条